

第 48 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 2 月 7 日（金） 14:00～16:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
 - （専 門 委 員） 伏見 清秀、松原 由美
 - （審議協力者） 総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課：瀧村保健統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 医療施設調査及び患者調査の変更について

5 概 要

(1) 審議全体として

- ・ 審議の 3 回目として、①前回（第 47 回）部会の審議において整理、報告等が求められた事項（個別の変更事項）、②医療施設調査及び患者調査におけるオンライン調査の導入について（前回答申における今後の課題）、③患者調査における DPC 調査やレセプト情報の活用について（前回答申における今後の課題）、④医療機能の分化・連携への対応について、⑤行政記録情報等の活用状況について及び⑥答申の構成案について、審査メモ等に沿って審議を行い、それぞれ以下のような結論となった。
 - ① 前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項については、基本的に部会として適当であるとされたものの、「(17) 救急医療体制」については回答について一部修正することとされた。
 - ② 医療施設調査及び患者調査におけるオンライン調査の導入については、医療施設調査では、厚生労働省から、一般診療所において試行的に一部地域でオンライン調査を導入する変更案が示され、経路機関である都道府県等や保健所における業務負担等を考慮し、部会としてやむを得ないとされたが、一般診療所への一部導入に係る具体的な実施内容及び歯科診療所への導入を見送った理由等について整理して次回部会に報告することとされた。また、患者調査については、新たに病院を対象にオンライン調査を導入し、経路機関の業務負担等を検証した上で、次回の平成 29 年調査に向けて一般診療所及び歯科診療所の導入を検討することとしている原案について、部会としてやむを得ないものとされた。
 - ③ 患者調査における DPC 調査やレセプト情報の活用について審議が行われ、厚生労働省は DPC 調査及びカルテ情報について活用できる情報を活用することとしていることから、部会として適当であるとされた。
 - ④ 医療施設調査及び患者調査における医療機能の分化・連携の推進への対応については、部会として適当であるとされたが、審査メモで示された論点に対する回答内容に係る確認事項を整理し、次回部会で報告することとなった。
 - ⑤ 医療施設調査及び患者調査における行政記録情報等の活用状況については、現時点で活用可能な行政記録情報等は最大限活用されていることから、部会として適当であると

された。

⑥ 両調査の答申の構成案については、部会として適当であるとされた。

- ・ 審議における委員・専門委員等からの主な意見は、以下のとおり。

(2) 前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について

【病院票】

ア 「(17) 救急医療体制」

- ・ 厚生労働省は、選択肢の簡素化が調査結果の利活用面で支障がないことの一理由の一つとして、単年の結果表章を予定していることを挙げているが、前回部会では、厚生労働省における利活用ではなく、研究者や医療関係者など統計利用者の利活用上の支障の有無についての確認であり、結果表章は理由にはならないのではないかと。

⇒ 本事項については、部会として適当であるとされたものの、回答内容について一部修正し、次回部会において改めて報告することとなった。

イ 「(24) 医用画像管理システム (PACS) の状況」及び「(25) 診療録電子化 (電子カルテ) の状況」

前回部会での指摘を踏まえ、厚生労働省が整理した、「導入予定時期」を把握する理由や当該調査結果の利活用について確認した上で、部会として適当であるとされた。

ウ 「(26) 医療情報の電子化の状況」

厚生労働省が、前回部会での指摘を踏まえ、各調査項目について、所要の改善を図ったことから、変更案について、部会として適当であるとされた。

① 「データの利用範囲」

「他の医療機関等と連携して利用」に該当する場合、「他の医療機関等とのネットワークの有無」について確認する調査項目を追加し、また、実施要領等に各選択肢の用語の定義が明確になるよう記載することとする。

② 「患者への情報提供の方法」

選択肢の表現について、「紙面 (スキャンデータや PDF を含む。) により情報提供している」を「紙面・フィルム等により情報提供している」へ、また「電子的な方法 (CD-R やオンライン等) でデータ提供している」を「電子的な方法でデータ提供している」へ変更するとともに、実施要領等に選択肢の定義について詳細に記載することとする。

③ 「SS-MIX 標準ストレージ」

実施要領等に用語や選択肢の定義について詳細に記載することとする。

【歯科診療所票】

エ 「(13) 技工物作成の委託の状況」

前回部会において、「国外で作成」の場合、「委託していない」の選択肢はあり得ないのではないかと指摘があり、厚生労働省は当該選択肢の削除等をする旨の回答をしたところであるが、同省において再検討した結果、本調査事項は「委託の状況」について把握する設問であり、委託をしていない場合は、「国内で作成」及び「国外で作成」の両方において「委託していない」の選択肢を選択することとなり、未記入を防ぐ観点からも、原案ど

おりとしたいとの説明がなされた。また、厚生労働省は、実施要領等において選択肢の定義について詳細に記載することとしている。

これについては、部会として適当であるとされたが、以下の意見が出された。

- ・ 「国外で作成」の定義において、「歯科技工物の一部の作成工程でも、国外で行っている場合」とあるが、歯科診療所において、歯科技工物の一部の作成工程が国外なのかどうかを把握することができるのか。
← 歯科医師が歯科技工物の作成を外部に委託する際には、歯科技工指示書によることとされており、当該指示書には技工物を作成する場所について記載することとされていることから、歯科診療所において把握することは可能である。

オ 「(20) インプラント手術の実施状況」及び「歯科用アマルガムの使用状況」

前回部会での指摘を踏まえ、報告者が的確に記入できるよう説明文及び注書きを変更することとし、所要の改善が図られたことから、部会として適当であるとされた。

(3) 前回答申における今後の課題への対応状況について

前回の平成 23 年の医療施設調査及び患者調査に係る統計委員会答申（平成 23 年 4 月 22 日付け府統委第 50 号及び第 51 号）における「今後の課題」への対応状況についての審議が行われた。まず、前回部会に引き続き、両調査におけるオンライン調査の導入の検討について審議が行われ、その後、患者調査における課題である DPC 調査やレセプト情報の活用の検討について審議が行われた。

ア 医療施設調査（一般診療所及び歯科診療所）及び患者調査におけるオンライン調査の導入

前回部会において整理・検討することが求められた以下のことについて、厚生労働省から説明があり、その後、審議が行われた

- ① 前回の医療施設調査の後に、経路機関である都道府県等や報告者である病院に対して行ったヒアリングやアンケートの結果について整理すること。
- ② 医療施設調査の一般診療所及び歯科診療所におけるオンライン調査の導入について再検討すること。

オンライン調査の導入に関し、医療施設調査については、厚生労働省から、従前の病院を対象とするオンライン調査の実施に加え、新たに今回調査では、次回の平成 29 年調査における一般診療所及び歯科診療所を対象とするオンライン調査の実施について検討する上で必要な情報を得るため、一部地域において一般診療所を対象にオンライン調査を試行的に実施するとの変更案が示された。当該変更案については、経路機関である都道府県等や保健所の業務負担等を考慮し、部会としてやむを得ないものとされた。

また、患者調査については、今回調査から、新たに病院を対象とするオンライン調査を実施することとしている一方、一般診療所及び歯科診療所を対象とするオンライン調査の実施については、今回調査における病院を対象とするオンライン調査の実施に伴う経路機関の業務負担等を検証した上で引き続き検討することとしている。このことについては、部会としてやむを得ないものとされた。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 経路機関（都道府県等や保健所）及び病院へのアンケートやヒアリングに当たっては、

①都道府県等の判断でオンライン調査を導入しなかった場合、②都道府県等ではオンライン調査の導入を容認しているが保健所の判断でオンライン調査を実施しなかった場合、③都道府県等及び保健所ではオンライン調査の導入を容認しているが、報告者である病院がオンラインを利用しなかった場合の3つのケースに絞って、それぞれ都道府県等、保健所、病院を対象にオンライン調査を実施・推進する上での課題や問題点等についてしっかり把握する必要があるのではないかと考える。特に、①及び②について実態を把握することが重要であると考えます。

- ・ 都道府県等へのアンケート調査において、調査対象である115自治体のうち31自治体からはなぜ回答が得られていないのか。また、どのような自治体から回答が得られていないのか。
- ・ 都道府県等へのアンケート調査は、どのような回答形式（選択肢を設定し回答してもらう形式、自由に回答してもらう形式等）により実施したのか等について具体的に示していただきたい。また、アンケート調査から得られた回答内容を網羅的に列記した形の整理であるが、多くの自治体から同様の回答があった事項については、パーセンテージを示した整理をしていただくとより説得力のあるものとなったのではないかと考える。同様に、「県、指定都市及び医療機関に対するヒアリング」結果についても、どのような自治体からどのような意見が出されたのか、特に多かった意見としてどのようなものがあったのかといった形で整理していただくと説得力のあるものとなったのではないかと考える。
- ・ 厚生労働省として、今後、本調査においてオンライン調査をどのような形で拡大していくのか、その考え方について方向性を示すことが重要ではないかと考える。
- ・ 前回調査における一般診療所での電子調査票については、その利用率が0.11%とほとんど利用されていない状況がみられる。これは電子調査票をCD-R等の媒体に保存（ダウンロード）した上で郵送する必要があるため、紙媒体の調査票よりも報告に当たって手間がかかるためではないかと考える。電子調査票の送付（報告）方法について、メールへの添付やサイトにアップロードするなど容易かつ簡便な方法を採用することによって、大きく利用率の向上が図れるのではないかと考える。このため、「平成26年調査でのオンラインの導入に向けての検討状況」を整理した資料で、一般診療所及び歯科診療所において電子調査票の利用状況が低く、オンライン調査の利用率向上は見込めないと整理している箇所は削除すべきと考える。
- ・ 歯科診療所については、原案どおり、オンライン調査の導入を見送るのか。一般診療所のように一部地域において試行的に実施することは難しいのか。
 - ← 今回調査では、一般診療所においてオンライン調査を試行的に導入することにより経路機関における業務量の増加等について検証することとしており、経路機関における業務負担が大幅に増えないよう配慮することが必要であると考えている。また、前回の部会で指摘されたコールセンターの十分な整備への対応や、一般診療所を対象とするオンライン調査票の新たな開発経費等を踏まえると、予算上、一般診療所を対象とする試行的実施にとどまらざるを得ないことを御理解いただきたい。
- ・ 次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、オンラインを利用した調査の推進が盛り込まれており、この観点から、当該推進に関し次回の平成29年調査に向けて、どのような考えを持っているか。
 - ← 次回調査における一般診療所及び歯科診療所へのオンライン調査の導入については、今回調査における一般診療所を対象とするオンライン調査の試行的実施の結果を踏ま

えて検討の上、オンライン調査の推進に向けて必要な予算を確保していくことになるものと考えている。

- ・ 今回調査における一般診療所を対象とするオンライン調査の試行的実施の規模や内容についてどのように考えているのか。
 - ← 前回調査における病院票に係るオンライン調査の利用状況を勘案しつつ検討しているところである。例えば、全国7ブロック別に1～2保健所で実施することを想定しているが、引き続き検討していきたい。
- ・ 政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）を利用したオンライン調査の推進する観点から、共同利用システムを含む統計調査等業務・システムの最適化計画を所管している総務省統計局は、各府省からの共同利用システムの改善要望について積極的に対応していただきたいと考える。
 - ← オンライン調査の推進については、政府全体として取り組んでいかなければならないことであると考えている。各府省からの共同利用システムに対する要望事項については、毎年把握しているところであるが、予算上の制約があるため、各府省共通的なものや報告者の利便性が向上するものなどについて優先的に対応することとしている。いずれにせよ、各府省からの要望については、適時適切に反映していきたいと考えている。
- ・ オンライン調査については、その利用者が相当数ある場合にコストが下がり費用対効果が見込めることになるものと考えられることから、利用があまり見込めない一般診療所や歯科診療所においてオンライン調査を進める必要性についても十分に考えておくべきである。手段が目的化しているようにも感じられるので、調査の効率化を目指すのであれば、オンライン調査化しなくてもよい部分もあるのではないかとといった観点から長い視点で考えることも必要ではないか。
- ・ 一般診療所及び歯科診療所におけるオンライン調査の導入・推進を検討するに当たっては、これらの医療施設におけるインターネット環境の整備状況について試験調査等を通じて調べておくことが必要ではないかと考える。
- ・ オンライン調査の推進に当たっては、オンライン調査の利用向上が図られるためのインフラが整備されているのかどうかを重要であると考えている。
 - ← オンライン調査は、各府省が独自のシステムを整備し実施するのではなく、共同利用システムを利用することが望ましいが、各府省の調査の特性に応じて、メールや各府省のネットワークなど既存のシステムを活用する形もオンライン調査を推進する方法であると考えている。したがって、オンライン調査の実施に当たっては、調査内容等に応じて適切な方法で対応していくことが重要ではないかと考える。
- ・ オンライン調査を導入するメリットを感じない一般診療所や歯科診療所があることは事実ではないかと考える。また、東京都としてオンライン調査の導入を了承したとしても、特別区（23区）に対し、オンライン調査の導入について強制することはできない。このようなことから、経路機関である保健所を始め、調査対象である医療機関に対してオンライン調査の導入のメリットを理解してもらえようようにすることが重要であると考えている。
- ・ オンライン調査を推進するためには、県内の医療機関の相当数が所在する政令市や中核市等の理解を得ることが必要であり、そのためにも、当該政令市等に対してオンライン調査を導入するメリットを分かりやすく説明することが重要であると考えている。一般診

療所と病院ではパソコンに係る環境面や体制面が異なっており、診療所ではコンピュータを導入しているところもある一方、医師が一人で運営しているようなところもある。また、一般診療所は病院に比べ数が多く、都道府県段階における取りまとめ作業に手間がかかっているのが実態である。

- ・ 前回の平成 23 年調査においては、病院を対象とするオンライン調査を導入するかどうかについて、経路機関である都道府県等又は保健所が判断していたことから、結果としてオンラインによる報告が可能な病院の割合は病院全体の約 7 割にとどまっており、また、病院はオンラインによる報告を希望していたものの、経路機関がオンライン調査に対応しないこととしていたため、オンラインによる報告ができなかった事例もみられた。今回調査においては、前回調査以上のオンライン調査の利用向上・推進を図る観点から、都道府県等に対するオンライン調査への協力要請において、具体的にどのような工夫等を講じることとしているのか。
 - ← オンラインによる報告が可能であるといった PR 資料を作成し、報告者である医療機関に配布する調査票と一緒に配布する等により、オンライン調査の利用推進に努めていきたいと考えている。
- ・ オンライン調査の周知に当たっては、「利用ができます」ではなく、「是非御利用ください」ということで、オンライン調査を積極的に利用してもらうよう丁寧に説明することが重要であるとする。

⇒ 医療施設調査及び患者調査の今回調査におけるオンライン調査に係る対応はやむを得ないものとされたが、平成 26 年調査でのオンラインの導入に向けての検討状況について整理した内容を一部修正し、また、歯科診療所においてオンライン調査の試行的導入ができない理由及び一般診療所の試行的導入の具体的な規模や地域等について整理の上、次回部会において報告することとなった。

イ 患者調査における DPC 調査やレセプト情報の活用の検討について

- ・ DPC 調査のデータを活用することのメリットは非常に大きいと考えられる。DPC 調査のデータには様々な情報が含まれているため、更なる活用の余地があるものの、現時点における対応としては適当であるとする。DPC 調査では、平成 26 年度から患者調査に合わせて入院前の場所や退院後の場所の項目等が追加され、今後、患者調査と DPC 調査との整合性を図ることによって、活用できる調査項目を更に増やすことが可能となることから、報告者負担の軽減や調査の効率化につながる事が考えられる。
- ・ DPC 調査の項目の中で、「主傷病名」と「退院時転帰」については、患者調査の調査項目と重複しているとするが、活用していない理由を教えてください。
 - ← 「主傷病名」については、DPC 調査における定義と患者調査における定義が異なるため活用できない。「退院時転帰」については、転帰における傷病の定義が、DPC 調査では入院中に最も医療資源を投入した傷病であるのに対し、患者調査では入院時の傷病であり、こちらも定義が異なるため活用できない。

(4) 医療機能の分化・連携の推進への対応について

- ・ 医療機能の分化・連携への対応については、医療施設調査及び患者調査の本質に関わる重要なテーマである。今後、病床機能報告制度が創設されることに伴って、医療施設調

査及び患者調査の調査項目について適切に変更していただきたいと思う。特に、現在、医療法上の病床機能と診療報酬上の評価が異なっているが、今後整合性が図られていくものと考えられるので、両面からデータを把握できる仕組みを考えていただきたい。また、今後、病床機能や各病床における患者の問題を把握するため、両調査の調査項目の増加が想定されるが、調査票の設計に当たっては、例えば、レセプトから把握できる情報はレセプトデータを集計する形で把握するように設計するなど、報告者である病院に負担をかけない形で、より精緻な情報を把握できるよう工夫していただきたい。

← 診療報酬上の加算に関しては、厚生労働省において行政記録情報（施設基準の届出）等により把握が可能であるため、これを医療施設調査で活用することを検討したいと考えている。

- ・ 医療施設調査における連携に関する情報（医療施設等間の患者の紹介や受入れ等の情報）については、患者調査の「紹介の状況」や社会医療診療行為別調査の「診療情報提供料（I）」の件数により把握可能とのことである。しかし、医療施設間の連携は、今回の医療法の改正で大きな注目点となっており、今後の医療計画において重要なテーマとなってくる。これまでは、地域連携について大雑把なデータしかなかったが、今後は個別の医療機関ごとにどの程度地域連携に貢献しているのかといったことが非常に重要な評価点になる。地域連携クリティカルパス等に関するデータについては、現時点では、都道府県は、ナショナルデータベースの再集計や独自の個別調査を実施しないと把握できないが、医療施設調査でも把握できる仕組みについて検討していただきたい。
 - ・ DPC 病床は急性期病床にほぼ相当するものであるため、DPC 病床がどれくらいあるのか、あるいは DPC 病床から退院した患者の状況はどのようなものであるのかという情報は、医療機関の機能分化をみる上で非常に重要な情報になると考えられる。
 - ・ 地域連携クリティカルパスについては、政策部局において委託調査を実施して把握しているとのことであるが、全ての医療機関を対象としているのか。また、都道府県が医療計画を策定する際に調査結果のデータは提供されているのか。
- ← 確認して次回部会で報告する。

⇒ 医療機能の分化・連携への推進の対応については、基本的に部会として適当とされたが、地域連携クリティカルパスに関する委託調査の内容について整理の上、次回部会において報告することとなった。

（5）行政記録情報等の活用状況について

- ・ 今後、医療機能の分化・連携に対応するために、調査項目が増加する状況になると考えられ、報告者負担の軽減を図る観点から、行政記録情報等の既存のデータを最大限活用する必要があると考えられるが、行政記録情報等の活用において、調査実施部局として直面している問題などはあるのか。
- ← 行政記録情報等を活用する場合、厚生労働省が保有している行政記録については活用することは容易であるが、都道府県が保有している医療機能情報提供制度のような行政記録情報の場合、それらの情報を調査に活用するということが困難であると考えている。
- ・ 医療機能の分化・連携に関する情報を把握する場合、報告者である医療機関に対し、用語の定義等を十分に周知しなければ的確に報告してもらうことは難しいのではないかと。
 - ・ 現状を的確に把握することは重要であるが、調査項目と報告負担とのトレードオフがあ

るため、どこに両者の着地点を見付けるのか難しい面がある。

(6) 答申の構成案について

特段の意見なく了承

(7) 今後の課題について

- ・ 医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態や診療機能の把握を目的としており、その結果は、主に都道府県ごとの医療計画の策定の基礎資料として活用されているところである。医療を取り巻く環境については、日進月歩の進化を遂げており、この状況を的確に把握することが求められる本調査においては、調査項目が時代の変化に応じて変更されていくことはある程度やむを得ない。しかしながら、これらの変化の状況を的確に把握するためには、調査項目の時系列的な把握を行うことも、一方で重要な視点である。こうしたことから、本調査の調査項目の改廃に当たっては、時代の変化への対応の要請のみならず、時系列的な把握の重要性についても十分考慮することについて、検討課題の一つとして整理できればと考えている。

6 次回予定

次回部会は、平成26年3月4日(火)14時から中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室において開催することとされた。